

放課後等デイサービス利用に関する感染対策ガイドライン

(目的)

第1条 このガイドラインは、株式会社 TRUST が運営する放課後等デイサービスの利用について、感染予防、感染対策および対応について定め、利用児童及びその家族、社員の生命及び健康を守ることを目的とする。

(発熱の定義)

第2条 発熱とは、37.5℃を基準とする。

微熱とは、37.2℃～37.4℃を基準とする。

(利用者の体調不良時)

- 第3条
1. 発熱がある場合、原則利用中止する。
 2. 来所後に発熱した場合は、その時点で利用を中止とする。
 3. 倦怠感、咳、咽頭痛、味覚異常など普段と変わる症状が見られる場合、速やかに利用している事業所に連絡し、対応について相談すること。
 4. 受診した際には、病名や症状を医師に確認し、事業所へ必ず連絡を下さい。
 5. コロナに罹患した場合、発症は0日とし、5日間利用停止。6日目以降は解熱後利用可能となる。
 6. インフルエンザに罹患した場合、発症から5日間を経過し、かつ解熱後2日を経過し利用可能となる。
 7. 上記以外の感染症について
手足口病・ノロウイルス・マイコプラズマ肺炎等に関しては医療機関の指示された期間は利用を中止とする。

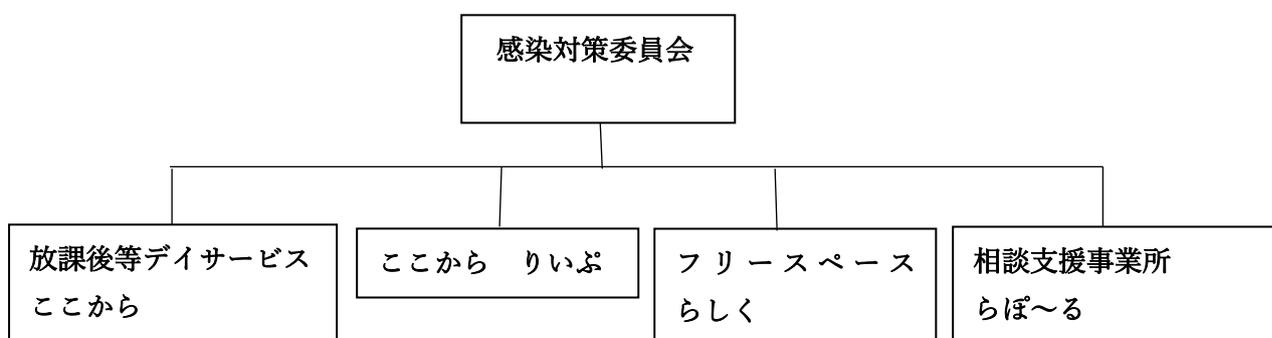
(感染予防)

- 第4条
1. 利用児童やその家族さまが関係する機関（学校や職場など）において感染が確認された場合、学校登校ができる場合は、熱等変化がなければ利用可能とする。
 2. 学校休校にて自宅待機になった際は、利用は中止とする。本人の体調変化がある場合は、第3条を適用とする。

(適用)

- 第5条 1. このガイドラインは、社内感染対策本部にて協議し期間などを定め適用する。
2. 適用についてのお知らせは、原則 HP にて掲載する。
3. 緊急的な適用については、各保護者さまに電話などにて連絡する。
4. 社内感染対策本部での協議において適用などを定めるため、国や県の対策とは異なるものである。

(感染対策組織図)



- 第6条 1. 感染対策本部は、株式会社 TRUST が運営する放課後等デイサービスの利用について、感染予防、感染対策および対応について定め、利用児童及びその家族、社員の生命及び健康を守ることを目的とする。
2. 感染対策本部は、必要に応じて、各事業所管理者を招集し感染対策委員会を開催し、必要な事項を協議し決定する。

○株式会社 TRUST ホームページ URL (<https://www.trust1203.com/day-service>)

令和6年12月1日改定